



市川市立図書館 運営基本計画

Ichikawa Public Library
Management Plan

市川市教育委員会 生涯学習部 中央図書館

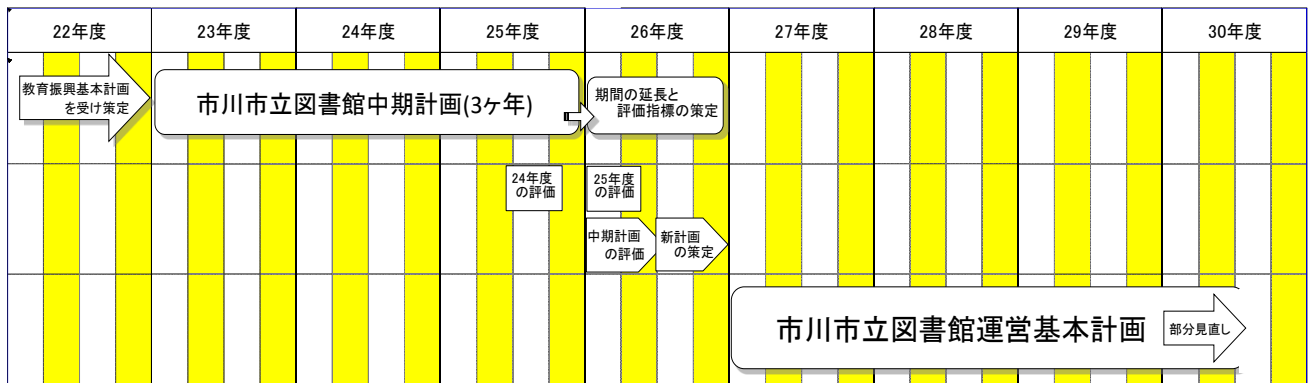
平成27年3月

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画期間

本計画は、「市川市立図書館中期計画」(平成 23 年度～平成 25 年度)を見直し、平成 27 年度に新たに「市川市立図書館運営基本計画」として策定するものです。

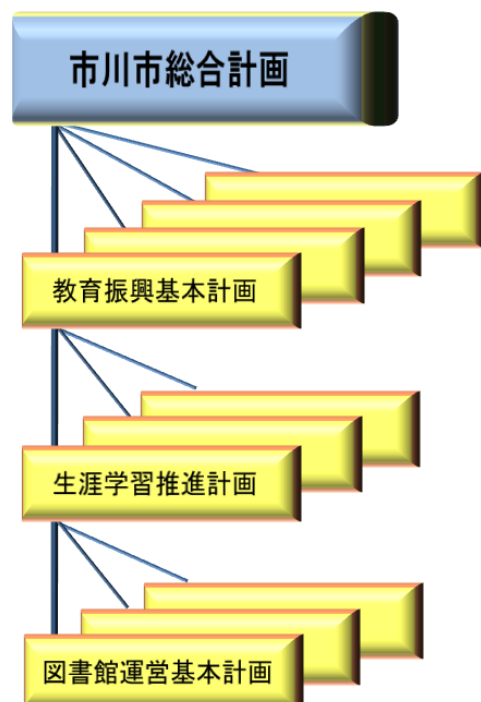
本計画の第 2 章は、これからの本市図書館のあるべき姿を示すものですが、社会情勢や市民ニーズの変化に応じ、概ね 3 年ごとに見直しを図るものとしします。また、第 3 章の実施計画では、3 年ごとの期間で実施していく具体的事業を掲げていますが、その実施結果についての評価に基づき、次の 3 年には改めて実施事業を計画するものとしします。



* 計画作成期間に当たる平成 26 年度についても、計画に基づいた図書館評価を行うため、市川市立図書館中期計画の一年間の延長を行っています。

2. 計画の位置付け

本計画は、「市川市基本構想」(平成 12 (2000) 年)、「市川市総合計画第二次基本計画」(平成 23 (2011) 年)の下、教育に関する部門計画の「市川市教育振興基本計画」(平成 26 (2014) 年から第 2 期)、さらに、生涯学習部門の個別計画である「市川市生涯学習推進計画」(平成 27 (2015) 年から第 4 次)の下に策定するものです。



3. 計画の成り立ち

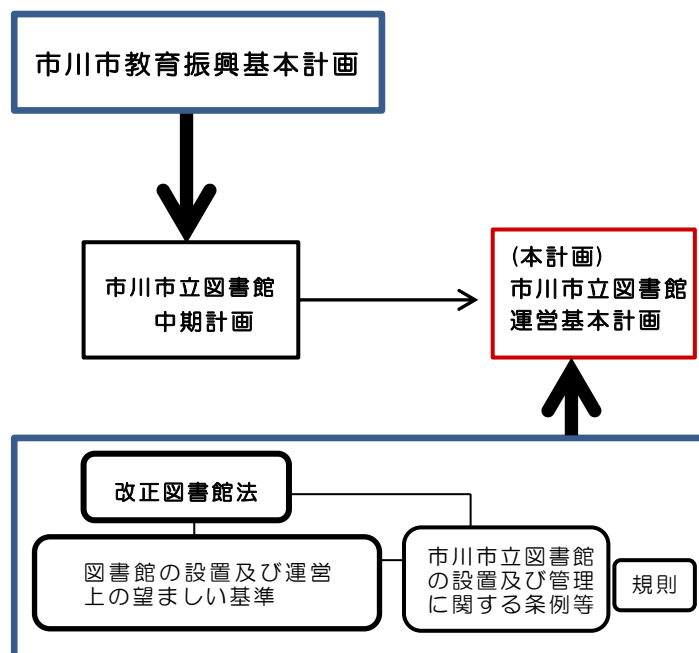
「図書館法」（昭和25年法律第118号 平成23年12月最終改正）の平成20年（2008）の改正にともない、公共図書館の運営状況についての自己評価と公表が努力義務となりました。

また、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が平成24年（2012）に告示されましたが、図書館は図書館事業の基本的運営方針を策定し、運営の状況について自ら点検及び評価・公開するよう努めるものとされています。

指定管理者の運営である市川駅南口図書館では、年2回のモニタリングを行い、うち1回は外部有識者を交えてモニタリングを実施しているものの、市直営の図書館については、定期的な評価の実施はありませんでした。

これらのことから、平成24（2012）年に「市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」を改正し、図書館の評価とその公開を実施することとしました。

これまでの評価は、市川市教育振興基本計画に基づき策定された「市川市立図書館中期計画」を拠り所としてきましたが、同計画期間終了に伴い、新たに将来のあるべき姿を示す図書館運営計画を策定する必要から「市川市立図書館運営基本計画」を策定するものです。



「図書館法」

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するように努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

「市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則」

（運営状況の評価等）

第1条の2 教育委員会は、図書館の運営の改善を図るため、その運営の状況について評価を行い、これを公開するものとする。

4. 計画の策定経過

計画の策定に当たり、社会教育委員会議、e-モニター制度、パブリックコメント等により、様々な市民意見を聴取し計画案を作成し、市川市教育委員会議に諮りました。

策定経過

時 期		内 容
平成 26 年	2月13日	策定方針についての意見聴取（市川市社会教育委員会議）
	4月3日	策定方針について（議決）（定例教育委員会議）
	4月23日	策定方針についての意見聴取（関係各課）
	9月26日 ～10月6日	e-モニターの実施
	10月25日	計画（素案）についての意見聴取（図書館ボランティア）
	11月15日 ～12月14日	計画（素案）についての意見聴取（パブリックコメント）
	11月20日	計画（素案）についての意見聴取（市川市社会教育委員会議）
平成 27 年	1月下旬	パブリックコメント実施結果公表
	2月5日	計画（案）について（定例教育委員会議）
	2月12日	計画について（報告）（市川市社会教育委員会議）
	4月	「市川市立図書館運営基本計画」の施行

5. 現状と課題

(1) 図書館サービスの現状

日本の公共図書館は、1960年代後半から貸出しを中心としたサービスを展開し、市民の支持を広げながら、現在では高度情報化、少子・高齢化や国際化社会への急激な進展の中で、地域における身近な問題解決のための機関として、また芸術や文化に気軽に触れることのできる「市民の書齋」として、生涯学習の拠点となる重要な役割を担うよう変化してきました。

本市では5館1室（直営による中央・行徳・信篤・南行徳・平田図書室、及び指定管理による市川駅南口図書館）及び自動車図書館による体制で図書館サービスを実施し、市民図書室、公民館図書室、男女共同参画センター情報資料室、情報プラザ（委託）等の市の施設や、千葉商科大学付属図書館と連携して図書館ネットワークの整備と拡充を進めてきました。

また平成21年に蔵書構築に関する基準を設け、資料面での充実を図るとともに、多様な市民要望に対応できるよう、千葉県立図書館、国立国会図書館、和洋女子大学メディアセンター等の各種図書館と相互貸借による連携を強化し、幅広い情報の提供を行ってきました。また、子ども読書活動の推進、学校とのネットワーク事業の実施、情報技術の積極的な活用等々、多彩な事業を展開することでも図書館としての役割を遂行できるよう努めてまいりました。

(2) 図書館計画の実施状況

市川市教育振興基本計画に基づいて、平成23年度に「市川市立図書館中期計画」（以下「中期計画」という）を策定し、3カ年の計画期間の中で具体的施策として掲げた全ての事業に取り組むことができました。特に電算システムでは、市民要望を取り入れた新着図書検索お知らせメール（SDI）サービスの開始やログイン機能の改善等を行い市民が資料や情報入手するための利便性の向上を図り、児童サービスでは初めて参加する子どものためのえほんの会など、年齢に応じた様々なイベントを実施しました。他にも、特別コレクションの充実など市川に関する資料の収集や、ICタグの地域図書館への導入計画の策定及び予算化を進めました。一方、視聴覚資料の購入等、予算として割り当てられなかったため、目標達成が一部困難なものがありましたが、実施計画の目標は概ね達成できたといえます。

中期計画が示す方向は、本市図書館のサービスの基本であるため、新たな課題に対応した目標も加えながら今後も継続し、充実させていく必要があります。中期計画の6つの柱は、相互に関連する部分も多いため、整理を行い、目指す目標を明確にしていきます。また、中期計画では年度ごとの目標をできる限り数値によるものとしていましたが、本計画においては、数値・取り組み内容・満足度等から、より適切な評価を行い、次の事業展開に繋げてまいります。

(3) 今後の課題と方向性

計画で掲げた施策を確実に進め、市川市立図書館のあるべき姿を実現させるためには、組織や施設といったサービス基盤の整備を進める必要があります。また、限られた資源を有効に活用するためには、業務プロセスの見直しやコスト削減などの効率性の向上も重要です。人的なりソースシフトについては、市川版 ABC 分析等を通じて中央図書館を中心に進めてきたところですが、今後も長期的視点に立って、正規職員・非正規職員等の配置について点検するとともに、業務委託や指定管理者制度についての検証を通じて、各事業（サービス）の最適な担い手について検討していきます。また地域の課題に対する取り組みへの支援については、図書館だけで行うのではなく、地域における産学官民の多様な主体との連携・協力を通じて実現していきます。

施設面では、施設管理についての全庁的な方向性に沿って、老朽化する施設の修繕を計画的に進め、また市内各地域へのバランスのとれた図書館サービスを展開できるよう、地理的な分布や事業効果等も踏まえ、図書館だけでなく関連施設やその空間の有効活用も含め、関係各方面と調整を図り、将来的なサービスポイントの再配置についても検討を進めます。

物流についても、市内連絡便の運行ルートや運行頻度を見直し、効率的・効果的な資料の流通体制の実現に努めます。また、関連施設等との連携が進む中、自動車図書館についても利用実態の検証を通じて、巡回地域や巡回頻度だけでなく、利用対象や巡回施設などについても見直していきます。

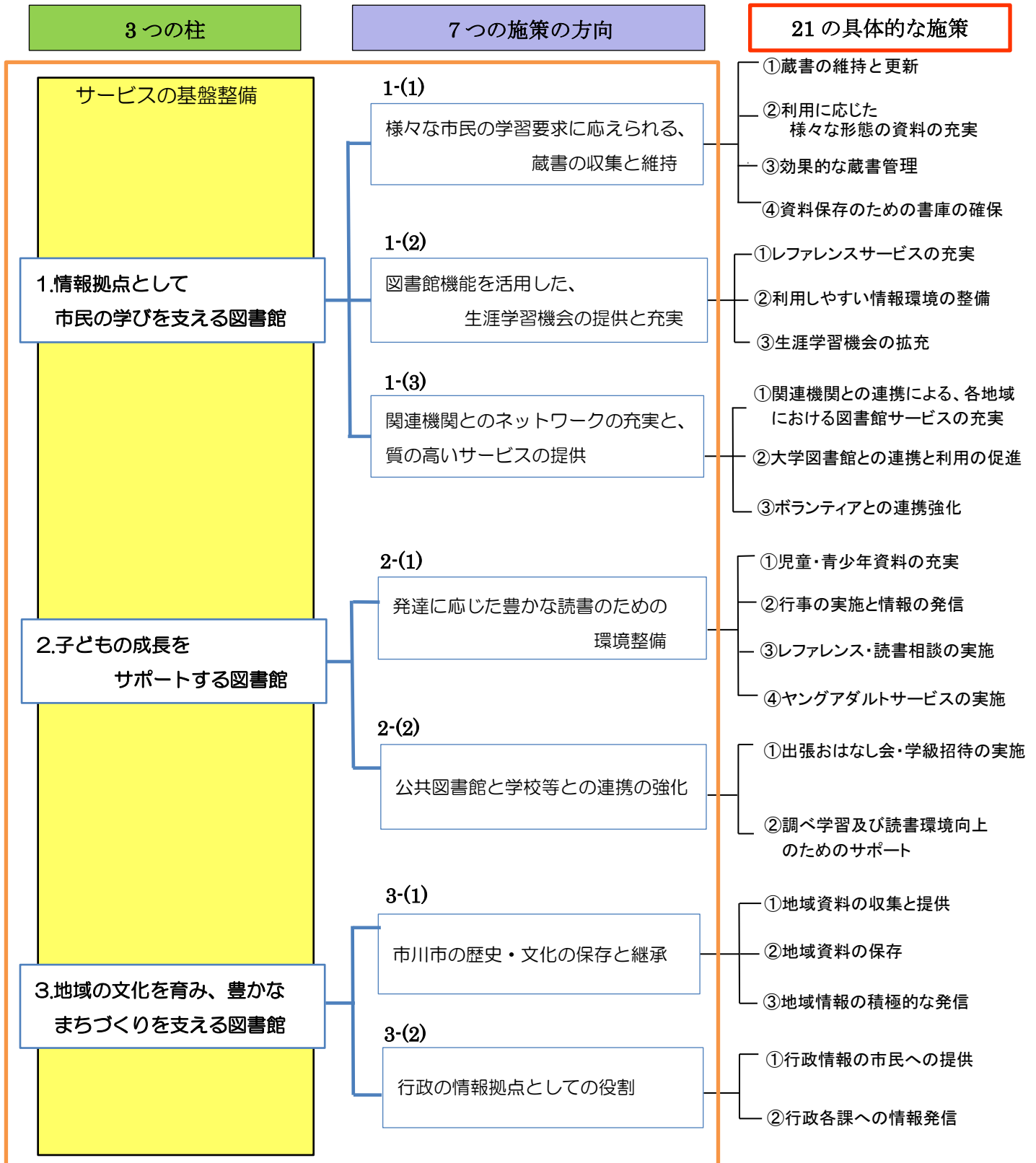
今後の時代の変化を見据え、それに対応できる図書館であり続けるために、全てのサービスを支える基盤としての職員の資質の向上を図り、多様で高度な図書館サービスの実現をめざします。



6. 本計画の構成

本計画は3つの柱の下に、7つの「施策の方向」を置き、それぞれに具体的な施策を位置付けます。これらを確実に実施していくために、3ヶ年ごとに具体的な施策に基づく実施計画を策定します。

市川市立図書館運営基本計画 体系図



第2章 市川市の図書館サービスの目指すもの

公立図書館は、図書館法に基づいて地方公共団体が設置する公の施設であると同時に、教育委員会が管理運営する教育機関でもあり、教育や文化、生活や仕事、精神的自由などに深い関わりを持っています。「知識基盤社会」において知識や情報の重要性が増すなか、地域の知識・情報・文化の拠点としての公立図書館の存在意義は高まっています。本市図書館ではこのような状況を踏まえ、効果的な図書館サービスのための施設や組織の基盤整備を進めるとともに、本市の実情に即した事業展開を行ってまいります。

今後の目指すべき方向性を本市図書館の使命と位置付け、3つの柱を設定します。この使命に基づき、図書館の果たすべき役割を明確にしながら多様な事業を展開し、市民の期待に応えられるよう努めてまいります。

1. 情報拠点として市民の学びを支える図書館

現代の図書館には、趣味や教養を深める役割だけでなく、市民のもつ様々な課題の解決のための資料を迅速かつ的確に提供することが求められています。

このため、市川市の図書館は、身近な図書館として市民の興味やニーズに対応するとともに、社会情勢や生活の変化に応じ、必要とされる情報の収集及び提供や調査・研究の支援を行い、市民の学びを支えていきます。

また、すべての市民がより高質なサービスを等しく享受できるよう、ICTを活用したサービスを展開するほか、図書館資源を利用するに当たっての、居住地域や心身の障害等による利用しにくさを解消できるような工夫を行うとともに、職員の能力の向上や関係機関との連携によるサービスの充実を目指します。

(1) 「様々な市民の学習要求に応えられる、蔵書の収集と維持」

①蔵書の維持と更新

日常生活の疑問や仕事上の疑問等、各種課題解決に対応できるよう資料の充実に努め、利用に応じた適正な蔵書の維持と更新を図ります。

②利用に応じた様々な形態の資料の充実

市民の趣味、教養等に資するため、図書・雑誌や視聴覚資料の充実を図ります。図書館を利用する上でハンデキャップがある方が、それぞれの状況に応じた資料が利用できるよう、障害者向け資料の収集に努めます。また、電子資料等、新しい形態での資料の収集・提供についての調査と、導入についての検討を進めます。

③効果的な蔵書管理

ICタグ等による効果的な蔵書管理や、自動貸出機等の導入による貸出・返却業務等の効率化を進め、職員の人的な能力を、案内・調査相談など、より質の高いサービスへと集中させます。

④資料保存のための書庫の確保

市川市として必要な資料を適正に保存していくため、書庫の増設に努めます。また、ICTの進展等に合わせた資料の収集や保存についても検討していきます。

(2)「図書館機能を活用した、生涯学習機会の提供と充実」

①レファレンスサービスの充実

市民の調査研究活動を積極的に支援します。的確に資料を探せるよう、案内・回答機能の一層の充実を図ります。そのため、印刷資料とインターネット等による電子媒体を組み合わせた高度な情報提供といった、図書館のハイブリッド化の進展に対応できるよう継続的に職員研修を行い、司書のレファレンス技量の向上に努め、国立国会図書館・千葉県立図書館・その他専門機関との連携体制を強化しレファレンスの充実を図ります。また、地域館においても市民が専門的な調査支援等のサービスが受けられるよう中央図書館がバックアップします。

②利用しやすい情報環境の整備

電磁的記録も含め多様な情報源を用意し、誰もが資料や情報にたどり着けるような環境の整備を進めます。また、図書館ホームページの機能の向上を図り、ICTによる各種図書館サービスへのアクセスの拡大を目指します。

③生涯学習機会の拡充

大学、企業、NPO、行政等の多様な主体との連携を促進することにより、地域の抱えるそれぞれの課題に対応し、実情に即した生涯学習機会を提供していきます。また、子育てや起業など地域の活性化に繋がるような情報の提供に努めます。

(3)「関連機関とのネットワークの充実と、質の高いサービスの提供」

①関連機関との連携による、各地域における図書館サービスの充実

公民館等、関連施設との連携や活用等について調整を行い、各サービスポイントにおけるサービス内容の変更・整理を進め、市全域で質の高い図書館サービスが提供できるよう努めます。

②大学図書館との連携と利用の促進

市民が公共図書館のサービスを通じて大学図書館の持つ専門的な資料を利用できるよう、大学図書館と連携するとともに、利用促進のための市民へのPRを行います。

③ボランティアとの連携強化

図書館ボランティアとの連携を強化し、その活動を応援します。また、障害者サービスに関するボランティアとの連携を充実させていきます。

2. 子どもの成長をサポートする図書館

地域社会が子どもの読書環境を整えていくことは、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていく上で大変重要です。そのため図書館では、子どもたちが幼い頃から本に親しみ多種多様な興味を見出せるように、資料を充実させるとともに、レファレンスや読書相談などにきめ細かく対応していきます。また、読み聞かせやブックリストの発行、子ども向けのイベントの開催などを関連機関と連携を図りながら継続的にを行い、子どもと本を結びつける活動を積極的に展開していきます。

(1)「発達に応じた豊かな読書のための環境整備」

①児童・青少年資料の充実

子どもの読書活動を推進するため、子どもの発達に応じて豊かな読書体験ができるような、資料の収集・更新に努めます。

②行事の実施と情報の発信

子どもと本を結びつけるために、年齢に応じて読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークなどのイベントを開催し、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。更に、年齢別のブックリストの作成と配布を行い、子どもの読書活動を支援します。また、子どもに関わる様々な部署との連携を深め、子どもの読書活動に関する情報発信に努めます。

③レファレンス・読書相談の実施

子どもたちの興味や関心を本に結びつけ、読書の楽しみを知ることができるよう、読書相談を行います。また、調べ学習に対応し適切な資料や情報にたどり着けるよう、レファレンスサービスを充実させます。子どもを取り巻く大人に対しても、的確な読書相談に努め、読み聞かせ講座などを開催します。

④ヤングアダルトサービスの実施

本離れが著しい中学生・高校生のヤングアダルト世代に向けて、進路や就職、生き方、多文化や国際化社会等への理解を深められるような資料の充実と提供に努めます。また、参加型イベント等の実施により、図書館の利用促進を図ります。

（２）「公共図書館と学校等との連携の強化」

①出張おはなし会・学級招待の実施

学校等へのお出張おはなし会や、図書館への学級招待などを通じて、子どもが図書館や本に親しむきっかけを提供し、図書館利用の促進を行うとともに、「自ら学ぶ力」を養い、生涯にわたって学び続ける力の育成をサポートします。

②調べ学習及び読書環境向上のためのサポート

学校図書館支援センター事業を通じて調べ学習をサポートし、学校図書館だけでは対応しきれないレファレンスにも応じていきます。学習指導要領に沿って計画的な学校向け貸出図書を更新を図り、学習活動に役立つ資料の充実をめめます。また、児童生徒のキャリア教育をサポートするため、図書館での職場体験の受け入れを継続的に行います。

図書館だけでなく、子育て支援にかかわる部署や施設とも連携及び協力をし、子どもたちの読書活動を充実させるよう努めます。



3. 地域の文化を育み、豊かなまちづくりを支える図書館

市川の歴史や文化についての郷土資料は、市川への理解と愛着を深め、地域の魅力を高める大切な市民の財産です。また、市川市の行政資料は、市民と行政が環境、教育、福祉など様々な分野において、市川のまちづくりに協働して取り組み、地域の課題解決へと導くための重要な手がかりとなります。これら地域資料を収集し、体系的に整理し保存することは、図書館が責任を持って行うべき重要な任務です。

本市図書館は、市民誰もが地域の情報にアクセスできるように環境を整え、行政の情報拠点としての役割を果たします。また、市川の魅力を発信し、豊かなまちづくりに貢献できるよう努めていきます。

(1) 「市川市の歴史・文化の保存と継承」

① 地域資料の収集と提供

地域社会の歴史、文化、行政などに関する資料、並びに地域または地域に関わりが深い個人や団体が作成、発行した資料の積極的な収集を進めます。また、刊行物として発行されないインターネット上の地域情報の取得に努めます。利便性の向上を図るため、資料や情報を体系的に整理し、提供していきます。

② 地域資料の保存

地域の歴史や文化、行政の記録を後世に継承していくために、地域の資料や情報を蓄積し、保存に努めます。また、貴重な資料の劣化防止のための電子化を進めます。

③ 地域情報の積極的な発信

市民が地域について学ぶ機会を拡げるため、地域資料の電子化を図り、広く利用できる環境を整備し、ホームページ等を活用した地域情報の発信を行っていきます。

(2) 「行政の情報拠点としての役割」

① 行政情報の市民への提供

行政の情報窓口として、行政各部署と連携し、市民生活に必要な情報を収集、整理し、提供に努めます。また、行政への市民参加を促し、市川のまちづくりにおいて、市民と行政が協働して地域の課題解決に取り組めるよう支援します。

② 行政各課への情報発信

市の行政各部署の政策決定、行政事務に必要な情報を収集、整理し、提供に努めます。関係各課の課題解決のためのレファレンス機能を強化し、積極的に情報を発信していきます。

第3章 実施計画編（令和3年度～令和5年度）

市川市立図書館運営基本計画（平成27年策定）で掲げた3つの柱の下、7つの「施策の方向」と21の「具体的な施策」に基づき、令和3年度～令和5年度の実施事業を定めます。また、事業の計画、評価指標設定を通じた計画的事業の展開を点検・評価し運営や事業の改善へとつなげるPDCA（PLAN（計画）－DO（実施）－CHECK（評価）－ACT（調整・改善））のマネジメント・サイクルに沿った運営を行なうため、各事業の実施状況、指標の達成度及び満足度等から、総合的に毎年の評価を行い公表していきます。

一つめの柱 情報拠点として市民の学びを支える図書館

施策の方向 1-(1) 「様々な市民の学習要求に応えられる、蔵書の収集と維持」

◇具体的な施策① 「蔵書の維持と更新」

実施事業 1 新規資料の受入れと劣化資料の買い替えによる蔵書の適正な維持

数値目標等	継続的な資料の更新(購入と寄贈の合計冊数)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	50,000冊	50,000冊	50,000冊

◇具体的な施策② 「利用に応じた様々な形態の資料の充実」

実施事業 1 利用しやすい電子資料等の収集についての調査及び導入の検討

実施事業 2 障がいの特性に応じた資料の収集と目録の整備

◇具体的な施策③ 「効果的な蔵書管理」

実施事業 1 全館的なICタグによる蔵書管理の発展的な実施の検討

◇具体的な施策④ 「資料保存のための書庫の確保」

実施事業 1 中央図書館の書庫への可動式集密書架の設置と活用

施策の方向 1-(2) 「図書館機能を活用した、生涯学習機会の提供と充実」

◇具体的な施策①「レファレンスサービスの充実」

実施事業 1 レファレンスツール及び事例集の提供

数値目標等	レファレンス事例集及びレファレンスツール(パスファインダー等)の発行		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	継続発行、発展	継続発行、発展	継続発行、発展

実施事業 2 市内外の図書館等との連携の強化

実施事業 3 市民の学習要求や調査研究に応えるデータベース等の提供及び利活用の促進

◇具体的な施策②「利用しやすい情報環境の整備」

実施事業 1 図書館ホームページ、デジタルコンテンツ等の情報環境の整備

実施事業 2 非来館型サービスについての調査及び導入の検討

◇具体的な施策③「生涯学習機会の拡充」

実施事業 1 中央図書館及び地域図書館、自動車図書館の特性を活かしたサービスの拡充とPRによる利用の促進

数値目標等	図書館利用登録者数の拡大		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	前年度比増	前年度比増	前年度比増

実施事業 2 北部地域の図書館サービスの拡充

実施事業 3 イベントの開催や地域イベントへの参加・協力

施策の方向 1-(3) 「関連機関とのネットワークの充実と、質の高いサービスの提供」

◇具体的な施策①「関連機関との連携による、各地域における図書館サービスの充実」

実施事業 1 関連施設との連携による図書館サービスの充実

◇具体的な施策②「大学図書館との連携と利用の促進」

実施事業 1 市民の大学図書館利用のための紹介状の発行

実施事業 2 市内大学及び大学図書館と市立図書館の各種行事等の相互PRと利用の促進

実施事業 3 大学生の図書館実習、インターンシップ等の受入れ

◇具体的な施策③「ボランティアとの連携強化」

実施事業 1 図書館友の会と連携した行事等の実施とボランティア活動の支援

実施事業 2 障がい者サービス関連のボランティアと連携した、障がい者向け資料の作製と収集

二つめの柱 子どもの成長をサポートする図書館

施策の方向 2-(1) 「発達に応じた豊かな読書のための環境整備」

◇具体的な施策①「児童・青少年資料の充実」

実施事業 1 子どもの発達段階に応じて豊かな読書体験ができるような資料の収集と更新

数値目標等	継続的な資料の更新(購入と寄贈の合計冊数)		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	9,000 冊	9,000 冊	9,000 冊

◇具体的な施策②「行事の実施と情報の発信」

実施事業 1 子どもの読書活動の推進のための行事の実施と情報の発信

数値目標等	読み聞かせの会、テーマ展示等子どもの読書活動推進のための様々な取り組み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	継続実施	継続実施及び充実	継続実施及び充実

◇具体的な施策③ 「レファレンス・読書相談の実施」

実施事業 1 調べ物に役立つ資料の充実や探し方についてのレファレンスツールの整備

実施事業 2 大人に対しての子どもの本についての読書相談等の実施

◇具体的な施策④ 「ヤングアダルトサービスの実施」

実施事業 1 中学・高校生のもつ課題の解決(学習、生活、進路等)を支援するための資料の提供

実施事業 2 図書館と中学・高校生を結びつける行事の実施や刊行物の発行

実施事業 3 中学・高校生へのヤングアダルトサービスの PR

施策の方向 2-(2) 「公共図書館と学校等との連携の強化」

◇具体的な施策① 「出張おはなし会・学級招待の実施」

実施事業 1 「出張おはなし会」「学級招待」の対象学年の拡大とプログラムの充実

◇具体的な施策② 「調べ学習及び読書環境向上のためのサポート」

実施事業 1 教育センターが所管する「学校図書館支援センター事業」への参加と協力

実施事業 2 学校図書館向け貸出資料の更新

実施事業 3 外部機関等と連携した児童・青少年サービスの実施・充実

施策の方向 3-(1) 「市川市の歴史・文化の保存と継承」

◇具体的な施策① 「地域資料の収集と提供」

実施事業 1 地域行政資料の収集と整理

数値目標等	地域行政資料の蔵書冊数		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	60,000 冊	前年度比増	前年度比増

◇具体的な施策② 「地域資料の保存」

実施事業 1 地域行政資料の電子化

数値目標等	地域行政資料の電子化の取り組み		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	継続実施	継続実施	継続実施

◇具体的な施策③ 「地域情報の積極的な発信」

実施事業 1 図書館ホームページの地域情報の追加及び更新

施策の方向 3-(2) 「行政の情報拠点としての役割」

◇具体的な施策① 「行政情報の市民への提供」

実施事業 1 行政各部署や関連団体と連携した行事や展示等の実施

実施事業 2 市の刊行物等の販売及び行政情報リーフレット等の配布

◇具体的な施策② 「行政各課への情報発信」

実施事業 1 図書館で利用できるデータベース等、レファレンスツール情報の市の行政各部署への発信